

## 平成19年度における行財政改革項目の取組みについて

## 1 前期実施計画の進行管理について

前期実施計画に位置づけた取組項目等の推進を図るため、本年度の具体的な進め方やスケジュール等について調査を実施しました。調査の状況から、主な項目については適宜ヒアリング等を行うことなど、計画に沿った進行管理を図ります。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 前期実施計画項目(165項目)調査 | 5月 |
| (2) 公の施設調査            | 5月 |
| (3) 補助金調査             | 6月 |
| (4) 使用料・手数料調査         | 6月 |

## 2 指針の制定について

本年3月の当委員会でも案をお示した公的関与、補助金、使用料、手数料の各指針について、決定し庁内に周知を図ると共に、現在、補助金、使用料、手数料の各指針に基づいた見直しを実施しています。

## 行財政改革項目の取組について

## (前期実施計画項目(165項目))

職員の定員管理など数値目標が設定されている項目については、その着実な推進を目指します。また、改革の方向性を今後の検討に委ねている項目については、その具体化を図ります。この中で、指定管理者制度の導入については、そのために必要な施設改善等に係る費用対効果の検証や、移行後の安定した管理体制の確保など、個別にヒアリング等を行い課題の整理に努めます。

## (公の施設)

公の施設については、629施設を対象とした利用状況、維持管理経費等の調査を実施し、管理運営方法等の見直しを図ります。特にその中で、体育施設など市域全般にわたって設置される施設については、地域特性に応じた施設サービスを提供する視点に立った適正配置に向けた見直しを、また、民間等でも提供されるレクリエーション的要素を含む施設については、個々の施設ごとにその利用状況や維持管理経費の実態に応じた見直しを進めます。

## (補助金)

補助金については、財政課において各担当所管からヒアリングを行い、費用対効果や公益性などの観点も踏まえた見直し作業を実施しているところです。

## (使用料)

使用料については、公民館などの施設使用料の見直しを進めます。しかしその中で、職員配置状況など管理形態による維持経費の相違や、地域間あるいは設置目的の相違による使用料の不整合などの課題があるため、関係部門間の調整を図りながら整理をしていきます。

## (手数料)

手数料については、国の定めのあるものや県からの権限移譲に基づく事務等を除き、主に、住民票や税関係の証明発行手数料等を中心に、他市の状況も見極めながら見直しを進めます。